

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	59 件
国民年金関係	55 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	53 件
国民年金関係	40 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から44年3月まで

私の国民年金は、昭和44年3月ごろ、当時、同棲していた妻が、区役所出張所で加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。妻から、「加入手続の際に区の職員から、2年間さかのぼって保険料を納めるように言われて納付した。」と聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は、おおむね国民年金保険料を納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年3月ごろの時点で、申立期間は、保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能な期間である上、申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたとする妻は、国民年金に加入した経緯、加入状況及びさかのぼって保険料を納付するに至った経緯、納付方法、納付金額等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、妻が市役所出張所で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人の保険料を納付していたとする妻は、保険料の納付場所、納付方法等について具体的に記憶しており、申立人は、申立期間及びその前後の期間を通じて職業及び生活状況等に特段の変化も見られないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から同年12月までの期間及び60年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から同年12月まで
② 昭和60年4月から同年9月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫の給与振込口座から口座振替で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が厚生年金保険加入期間中も国民年金に任意加入し、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は3か月及び6か月と、いずれも短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は、いずれも納付済みである上、昭和59年作成の申立人の納付状況リストによると保険料を口座振替で納付していたことが確認でき、さらに、申立人は、申立期間及びその前後の期間を通じて、夫の職業等の生活状況等に特段の変化は認められないとともに、申立人は、保険料納付のための口座は、電気、ガス等の公共料金等の定期的な支払関係のもの専用口座として使用しており、常に残高不足とならないように注意していたと説明するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年4月までの期間及び41年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年4月まで
② 昭和41年5月から同年9月まで
③ 昭和48年4月から同年9月まで

私は、区の職員から、「今なら、保険料をさかのぼってすべて納付することができる。」と言われたことから、夫婦二人の国民年金の加入手続をし、それまで未納であった夫婦二人分の国民年金保険料をすべて金融機関で納付した。生命保険を解約して保険料を納めたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①及び②については、保険料を納付したと主張する時期は第2回特例納付が実施されていた時期であり、納付したとする金額も、当該期間の保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人は、保険料の納付原資について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、当該期間は、第2回特例納付の納付可能期間ではない上、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年11月ごろの時点では、時効により保険料を

過年度納付することもできない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月までの期間及び 41 年 5 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から38年4月までの期間及び41年5月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年4月まで
② 昭和41年5月から48年9月まで

私は、区の職員から、「今なら、保険料をさかのぼってすべて納付することができる。」と言われたことから、亡夫が、夫婦二人の国民年金の加入手続をし、それまで未納であった夫婦二人分の国民年金保険料をすべて金融機関で納付してくれた。生命保険を解約して保険料を納めたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①及び申立期間②のうちの昭和41年5月から48年3月までの期間については、保険料を納付したと主張する時期は第2回特例納付が実施されていた時期であり、納付したとする金額も、当該期間の保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人は、保険料の納付原資について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和48年4月から同年9月までの期間については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は、第2回特例納付の納付可能期間ではない上、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年11月ごろの時点では、時効により保険料を過年度納付することもできない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 10 月から 38 年 4 月までの期間及び 41 年 5 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から39年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月から39年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私の国民年金は、私が20歳のころに、父が加入手続をし、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②の保険料は、区役所の職員に未納を指摘され、納付書により金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が厚生年金保険加入期間中も国民年金に任意加入し、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、4か月と短期間であり、当該期間直後の期間の保険料は納付済みである上、当該期間は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年9月ごろの時点で、保険料を過年度納付することが可能な期間であり、また、申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたとする父親は、当該期間を含め、自身の保険料を完納しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人は、当該期間の保険料を納付した経緯、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 58 年ごろに市役所職員から国民年金保険料の未納があると言われ、納付が可能であると言われた 2 年分の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、7 回の転居をしているが、転居に伴う国民年金の住所変更手続は適正に行われている。

また、申立人は、夫の死亡後、申立人自身が保険料の納付を開始した以降、保険料をすべて納付している上、申立人の夫が死亡した後の 58 年ごろに市役所で遺族年金の相談をした際に国民年金担当職員から申立人の保険料の未納を伝えられるとともに、2 年分の国民年金保険料を過年度納付することができるかと教えられ、当該保険料を納付したとする申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和43年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私の国民年金保険料は、結婚するまでの期間、私の母が納めてくれていたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親も、自身の保険料を昭和36年4月から60歳に到達するまですべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年12月頃は、第1回特例納付実施期間内であり、この時点では時効となっている申立期間直後の44年4月から同年9月までの保険料は納付済みとなっていることから、当該期間の保険料は特例納付により納付されたものと考えられ、申立人の母親が、申立期間の保険料も同時期に納付したと考えるのが自然である上、申立期間当時、申立人と同居し一緒に働いていた叔母は、申立人の母親が申立人の保険料を最初までさかのぼって納付したと話していたと証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 60 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月から 59 年 9 月まで
② 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 60 年 10 月から同年 12 月まで

私は、20 歳になった時に、母から「国民年金保険料を納めておくから、納められるようになったら納めなさい」と言われたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 12 月ごろの時点では、過年度納付が可能な期間である上、それぞれ 3 か月と短期間である。また、納付したとする申立人の母親は当該期間前後の国民年金保険料を継続的に時効期間が経過する前に過年度納付していることが確認できることから、当該期間の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、上記払出し時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 60 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4045

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで
私は、昭和47年に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月と短期間である。また、申立期間直前の同年7月から9月までの保険料は、当初は未納とされていたが、申立人の所持していた領収書により、納付済みに記録が訂正されており、行政側において申立人の納付記録の管理が適切に行われていなかった状況が見られることなど、申立人の申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 10 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 1 月ごろ義母の国民年金保険料を徴収に来た集金人に勧められ、国民年金に加入し、3 か月前の 43 年 10 月分から保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料はすべて納付済みである上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 43 年 12 月ごろに払い出されており、当該時点では申立期間始期にさかのぼって保険料を現年度納付することが可能である。また、申立人は、加入当初は集金人に納付したと説明しており、当時申立人が居住していた区では、集金人による徴収が行われていたことが確認できる。さらに、当時同居し、申立人と一緒に保険料を納付していたとする義母は、36 年 4 月から 60 歳に到達するまで申立期間を含め保険料をすべて納付しているなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4047

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から41年3月まで

私の国民年金の加入手続は、母が行ってくれ、母から「あなたの保険料は最初から納付してあるから安心よ」と言われたことを記憶しており、申立期間の保険料は母が納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする母親は、申立期間を含めて自身の保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和41年10月に払い出されており、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4052

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月

私の妻は、私の申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は1か月と短期間である。また、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みであるなど、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、夫とともに国民年金に加入し、町内会役員に夫婦 2 人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和 36 年 3 月に国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されており、自身の国民年金保険料と一緒に納付していたとする元夫の申立期間の保険料は納付済みとなっている上、申立期間当時に納付していたとする保険料額は、当時の保険料額と一致している。また、町内会の役員に印紙で納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていたとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から40年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで

私は、将来のために申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は3か月と短期間である。また、申立人が当該期間の保険料を区から送付された納付書により区役所の窓口で納付したと説明する方法は、申立人が居住していた区で行われていた当時の納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料を納付書で納付していたと説明しているが、申立人が当時居住していた区においては、当該期間当時の保険料の納付方法は印紙検認方式であったことが確認できる上、納付していたとする保険料額は、当該期間の保険料額と大きく異なるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年8月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から46年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで

私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を3か月に一度、自宅近くの金融機関で納付書により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は計12か月と短期間である。また、申立人の妻が、納付書により金融機関で保険料を納付したとする納付方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致している上、納付したとする金融機関は、申立期間当時開設されており、保険料の収納業務を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、42 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 45 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 45 年 7 月から同年 9 月まで

私は、国民年金制度が発足したときに家主夫婦と一緒に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたが、未納があると言われたため、申立期間①の保険料を特例納付した。また、申立期間②及び③については、集金人に保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする時期は、第 2 回特例納付の実施期間であり、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、一緒に特例納付したとする当時の家主夫婦のうち夫は、オンライン記録で第 2 回特例納付により納付していることが確認できる。また、申立人が納付したとする金額は、当該期間の保険料及び家主夫婦が特例納付したとする期間の保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致している上、家主夫婦からは、特例納付した際の状況について申立人の説明と同様な証言が得られている。さらに、申立期間②及び③については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、当該期間はそれぞれ 3 か月と短期間である上、申立人が納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年3月までの期間及び59年8月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から49年3月まで
② 昭和59年8月から60年3月まで

私は、会社を退職して結婚後、私が区役所で夫婦二人の国民年金の加入
手続をして、それ以後夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年8月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民
年金保険料をすべて納付しており、申立期間①については、当該期間前後の
期間の保険料は現年度納付されていること、申立期間②については、申立人
は、役場で厚生年金保険から国民年金への切替手続をしたことやその方法な
どを具体的かつ鮮明に記憶していること、申立人が保険料を一緒に納付した
とする申立人の夫の申立期間の保険料はいずれも現年度納付されていること
など、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年
金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 49 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付書により納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は、13 か月と比較的短期であり申立期間前後の期間の保険料も納付済みである。

また、申立人は昭和 55 年 6 月に申立期間直前の期間の保険料を含めて 45 か月分の保険料を第 3 回特例納付により納付しており、当該納付時点で 60 歳到達時まで保険料を納付すれば、特例納付をしなくても年金の受給資格期間を満たしており、年金を満額に近づけるため特例納付をしたものと考えられること、申立期間当時保険料を納付する資力があつたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 39 年 8 月から 41 年 3 月まで
③ 昭和 52 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の申立期間①の国民年金保険料については、私が集金人に納付していたはずであり、申立期間②の保険料については、夫が集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたはずであり、申立期間③の保険料については、夫が保険料の免除申請を行っていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人の夫は、当該期間の自身の保険料が厚生年金保険の記録が追加されるまでは申請免除されている上、申請手続きの際の状況に関する記憶が具体的である。また、昭和 62 年 4 月から平成 10 年 7 月までの夫婦二人分の保険料は申請免除となっているが、その免除の申請日及び処理日は、夫婦同一であることが確認できることから、基本的に夫婦一緒の納付行動をとっていたものと考えられる上、保険料の免除申請があった場合には、世帯単位の所得を元に免除の適否が判断されることから、申立人及びその夫は、当該期間当時には経済的に困窮していたものと考えられ、夫のみが免除となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は、国民年金の加入^{あいまい}手続き及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 7 月時点では、申立期間①の一部の期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの期間及び41年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年12月まで
② 昭和40年1月から同年3月まで
③ 昭和41年1月から同年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、私の父親が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、いずれも3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料が納付済みである上、当該期間前後の期間の保険料はすべて期限内に納付されていることが確認できるなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付しなかったとすることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの期間及び41年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を金融機関において納付書でまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間については、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人の住所変更手続が 39 年 6 月に行われていることが確認でき、この時点では、当該期間は過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間である上、申立人は、申立期間直後の期間の保険料を過年度納付により納付しているなど、当該期間の保険料を納付していないと考えることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、住所変更手続が行われた 39 年 6 月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年6月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、私の妻が納付していたはずである。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間前後の期間の保険料が納付済みとなっており、また、申立人の保険料と一緒に納付していたとする妻は、保険料の納付方法や納付場所に関する記憶が具体的で、その内容は当時の状況と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人夫婦の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料が未納となっていることは、不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から50年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、私の夫の保険料と一緒に区役所で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間前後の期間の保険料が納付済みとなっており、また、申立人は、保険料の納付方法や納付場所に関する記憶が具体的で、その内容は当時の状況と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人夫婦の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料が未納となっていることは、不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私たち夫婦は、申立期間当時、自分たちの経営する食堂に来ていた区の集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から A 共済に加入するまでの約 11 年間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が当時居住していた区では、区の集金人による保険料の収納が行われており、保険料の納付に関する申立人の説明は、当時の状況と合致していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻の昭和 36 年度及び 37 年度の保険料については、それぞれ 3 か月分ずつ納付されていることが確認できるが、納付月については不明となっているなど、申立人の申立期間の記録管理が適切に行われなかった可能性も考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 37 年 7 月から 40 年 3 月まで

私たち夫婦は、申立期間当時、自分たちの経営する食堂に来ていた区の集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から第 3 号被保険者への切替手続を行うまでの約 21 年間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が当時居住していた区では、区の集金人による保険料の収納が行われており、保険料の納付に関する申立人の説明は、当時の状況と合致していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人の昭和 36 年度及び 37 年度の保険料については、それぞれ 3 か月分ずつ納付されていることが確認できるが、納付月については不明となっているなど、申立人の申立期間の記録管理が適切に行われなかった可能性も考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から47年3月まで

私の夫は、自身の国民年金の加入手続をした時に、役所の職員から、「奥さんも国民年金に加入するように。」と言われ、後から加入手続してくれた。私は、「おまえの国民年金保険料をさかのぼって納めてきた。」と夫から言われたことを記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの期間については、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号払出日から、当該期間は過年度納付することが可能である。また、当該期間の保険料を納付したと説明する申立人の夫は、自身の国民年金手帳が発行された46年11月から厚生年金保険の資格喪失月にさかのぼって約2年分の保険料を納付している上、自身の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、昭和44年11月から45年9月までの期間については、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び夫は、当該期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和47年11月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、上記の手帳記号番号の払出前に別の手帳を所持したことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されてい

たことをうかがわせる事情も見あたらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4074

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から51年3月まで

私は、昭和49年8月ごろに区役所に国民健康保険の加入手続に行ったところ、国民年金に加入して過去2年間分の国民年金保険料を納付するようにと言われ、加入後の保険料と並行して金融機関等で納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後60歳までの国民年金保険料をすべて納付している上、区役所で国民年金の加入手続を行った際に手書きした分割の納付書を交付され、加入後の期間の保険料と併せて計画的に納付したと具体的に説明しており、申立人が加入手続を行ったとされる時期と申立人の国民年金手帳の記号番号払出の時期がほぼ一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4075

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月及び同年 9 月

私は、昭和 55 年に会社を退職し自営の仕事をしたので、国民年金の加入手続きを行い国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っており、申立期間は 2 か月と短期間である。また、申立人の国民年金の記号番号は申立期間当時の昭和 55 年 9 月に払い出されており、申立期間の国民年金保険料は納付することが可能であり、申立人の妻は、申立期間の自身の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 10 月から 60 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 59 年 10 月から 60 年 6 月まで

私たち夫婦は、昭和 48 年 5 月に国民年金手帳を再交付してもらい、以後の国民年金保険料はきちんと納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 4 月以降の国民年金加入期間は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間は 3 か月及び 9 か月といずれも短期間である上、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人及び夫の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 10 月から 60 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 59 年 10 月から 60 年 6 月まで

私たち夫婦は、昭和 48 年 5 月に国民年金手帳を再交付してもらい、以後の国民年金保険料はきちんと納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 4 月以降の国民年金加入期間は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間は 3 か月及び 9 か月といずれも短期間である上、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年11月から52年10月まで

私は、昭和51年11月に区役所で国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人の所持する国民年金手帳には、任意加入被保険者の資格取得年月日が昭和51年11月11日と記載されており、当該時点で申立人が任意加入手続を行ったことが確認でき、また、保険料を納付したとする区の出張所又は金融機関支店は当時開設され、保険料収納業務を行っていたなど、申立人が昭和51年11月に国民年金に任意加入し保険料を納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を 2 年さかのぼって納付したにもかかわらず、夫の申立期間の保険料だけが納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が保険料を納付したとする夫の申立期間の保険料は、夫が所持する国民年金手帳により、さかのぼって昭和 45 年 4 月に納付したことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から5年1月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を平成5年2月か3月に一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人が、納付書により区役所で保険料を納付したとする方法は、当時居住していた区の区役所が、窓口で過年度用の納付書を備え、被保険者の求めに応じて納付書を発行し、区役所内の銀行の窓口で、過年度及び現年度の保険料を納付させていた取組と合致する上、一括納付したとする金額は、申立期間及びその直後の平成5年2月及び3月の保険料を納付した場合の保険料額におおむね一致する。さらに、申立期間直後の5年2月及び3月の保険料は、7年5月に強制加入期間にもかかわらず誤って還付され、20年7月に未納から納付済みに記録が訂正されており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況が見られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から44年3月まで
私の国民年金保険料は、婚姻前は母が、婚姻後は私自身が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年11月から44年3月までの期間については、申立人は、申立期間直後から59年2月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付しており、申立人が保険料を納付した際国民年金手帳に検認印を押してもらったとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法と合致している。さらに、平成20年2月に、申立人が所持する国民年金手帳及び領収書に基づき、国民年金の加入時期が46年3月から38年11月に、当該期間直後の44年4月から46年2月までの期間が未加入から納付済に訂正されており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況が見られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年11月から40年10月までの期間については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和40年11月から44年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成13年7月から14年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年7月から14年5月まで

私は、社会に出てからずっと社会保険事務に携わっており、国民年金の重要性は十分に認識していた。国民年金保険料は、納付が遅れて督促状がきたときにはすぐに納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は11か月と短期間である上、厚生年金保険から国民年金への切替手続もおおむね適切に行っている。また、申立人は、昭和52年以降、転居をしておらず、申立期間直前の平成13年6月までの保険料は納付されていることから、申立期間の保険料の納付書は発行されていたと考えられる上、申立人は、申立期間当時は保険料を納付するのに十分な資力があつたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4090

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の指名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 43 年 3 月まで

私たち夫婦二人分の国民年金保険料は、妻が納付していた。申立期間については、妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 10 か月と短期間である。また、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻の申立期間の自身の保険料は納付済みとなっている上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 48 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 48 年 7 月から同年 9 月まで

私の国民年金保険料は、私が結婚するまでは兄が納付しており、結婚後は、自分が金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 8 月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ 3 か月と短期間である。また、申立人は、3 か月に一度、金融機関から保険料を納付していた記憶があり、申立人が居住していた区の申立期間当時の保険料の納付方法と一致する。

さらに、申立期間①については、当該期間直後の 47 年 7 月以降の保険料が納付済みとなっていることから、同年度の当該期間の保険料の納付書も発行されていたものと考えられ、申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から同年6月まで
② 昭和56年7月から60年3月まで

私は、昭和56年3月に会社を退職した直後に国民年金に加入し、60年3月まで国民年金保険料を納付していた。申立期間①の保険料が未納で、申立期間②が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻は、保険料を納付していた場所を具体的に記憶している上、申立期間を含む自身の保険料を完納しているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和56年7月に国民年金の資格を喪失していることが申立人の所持する国民年金手帳から確認でき、制度上、当該期間の保険料は納付することができなかつたことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月まで

私の母は私が 20 歳になったときから国民年金保険料を納付してくれており、結婚後は、私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間の 1 回のみである上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、昭和 51 年 1 月から 61 年 3 月までは付加保険料も含めて納付していることなどから、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年1月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、義母が区の集金人に納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年4月から同年9月までの期間については、当該期間直前の期間の国民年金保険料が納付済みであり、申立人の保険料を納付していたとする義母も納付済みとなっている上、申立人が当該期間当時に居住していた区では、集金人が保険料を徴収していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和44年10月から46年1月までの期間については、申立人の義母が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、44年10月に他県へ転出しており、申立人の義母が区の集金人に保険料を納付することは困難と考えられるなど、義母が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私の父は、昭和36年4月から私が同年9月に婚姻するまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。また、婚姻後の夫が厚生年金保険に加入している期間は、私の保険料は納付済みになるものと考えており、夫が退職した40年4月からは、私が、夫婦二人分の保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間については、申立人は、当該期間後は国民年金保険料をすべて納付済みであり、保険料を申立人と一緒に納付していたとされる夫は、当該期間の自身の保険料を納付済みである上、申立人が当該期間の保険料を納付していたとする金融機関は、当時開設されており、保険料の収納業務を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの期間については、申立人の父親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間のうち36年4月から同年9月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、厚生年金保険被保険者の配偶者には、61年4月以降は所要の手続を行

い第3号被保険者の資格を取得すれば保険料を納付しなくても加入期間は納付済みとなるものの、申立人が婚姻した36年9月から37年1月までの期間当時は、任意加入手続を行った上で保険料を納付しなければならず、申立人は、当該期間当時に任意加入手続を行い、保険料を納付した記憶が無く、37年2月から40年3月までの強制加入期間についても、保険料を納付した記憶はないなど、申立人の父親及び申立人が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された41年8月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4097

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付しており、還付を受けたことはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 3 月から、申立期間を除き 65 歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が所持している家計簿に記載されている保険料額は、申立期間の保険料額と一致している。また、申立期間の保険料については、申立人が申立期間当時に居住していた市が保管する国民年金被保険者検認台帳に、53 年 10 月 9 日に還付されたとする記録があるものの、申立期間は厚生年金保険との重複期間等ではないなど、申立期間の保険料が還付されるべき理由は見当たらず、事実と異なる事由によって申立期間の保険料額の還付が決定されたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から49年3月まで

私は、婚姻後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が自身の国民年金保険料と一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料がおおむね納付済みとなっている。また、申立人夫婦は、婚姻後、申立期間及び夫が海外に居住していたとする期間を除き、納付済み期間、申請免除期間及び未納期間が一致しており、夫婦は基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられ、さらに、申立期間直前の保険料は納付済みとなっている上、申立期間の保険料については、申立人の国民年金手帳の記号番号の払出しから、現年度納付することが可能な期間であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から50年3月まで

私は、区役所で夫婦一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとする昭和50年4月は、第2回特例納付が実施されている期間であり、申立期間は強制加入期間である。また、申立人は特例納付した経緯を具体的に説明しており、申立人が納付したとする保険料の金額は、特例納付、過年度納付等により申立期間の保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4102

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 48 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続をした直後に国民年金保険料をまとめて納付し、その後は、3 か月ごとに納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間中の昭和 46 年 9 月にも払い出されており、その時点では、申立期間の保険料を納付することが可能である上、納付したとする金額は申立期間当時の保険料とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 6 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、申立期間当時に住んでいたアパートの家主に勧められて、国民年金に加入して以降、3 か月又は 6 か月ごとに町内会の役員をしていた家主が国民年金保険料を集金してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の発足当初である昭和 36 年 2 月に国民年金手帳の記号番号が払い出され、国民年金に任意加入していることが確認できる上、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である。また、申立人は、加入手続後の保険料の納付状況に関する記憶が具体的である上、申立人が当時居住していた市では、申立期間当時に保険料の納付組織が存在し、集金による保険料の徴収が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年11月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から同年11月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

私は、国民年金に加入したものの途中から国民年金保険料を納付していなかったが、区役所の職員から分割で保険料を納付すれば年金を満額受給できると言われたので、保険料の納付を再開し、未納期間の保険料も何回かに分けてすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、申立人は、当該期間前後の昭和36年6月から43年3月までの期間及び46年1月から48年3月までの期間の保険料を第2回特例納付により納付しており、当該期間についても特例納付することが可能であった上、特例納付は先に経過した月の分から順次行うものとされていることなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

申立期間②については、上記特例納付をした時点で当該期間の保険料も過年度納付することが可能であり、過年度納付の保険料額は、特例納付の保険料額よりも低額であることなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、区職員に勧められ国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を区の職員による集金か近くの出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間当時、申立人が居住していた区では、昭和 36 年 6 月から職員による保険料の集金が行われていたことが確認できる。また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 37 年 8 月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能である上、申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、当該期間及びその前後の期間を通じて、申立人夫婦の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められない。さらに、申立人は、申立期間後の昭和 46 年 1 月から 47 年 6 月までの保険料を第 2 回特例納付で納付しており、特例納付は先に経過した月の分から順次行うものとされていることから、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私の妻は、区職員に勧められ国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を区の職員による集金か近くの出張所で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間当時、申立人が居住していた区では、昭和 36 年 6 月から職員による保険料の集金が行われていたことが確認できる。また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 36 年 3 月時点では、当該期間の保険料を現年度納付することが可能である上、申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、当該期間及びその前後の期間を通じて、申立人夫婦の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められない。さらに、申立人は、申立期間後の昭和 46 年 1 月から 47 年 6 月までの保険料を第 2 回特例納付で納付しており、特例納付は先に経過した月の分から順次行うものとされていることから、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4114

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月

私は、昭和47年8月に厚生年金適用事業所を退職した後に国民年金に加入し、国民年金保険料を区役所の出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、厚生年金適用事業所を退職直後の昭和47年9月ごろ払い出されており、同年9月から12月までの申立期間直前の期間の国民年金保険料は納付済みであることから、申立人は、申立期間の保険料の納付書を受け取っていたと考えられること、申立期間は1か月と短期間であること、申立人が保険料を納付したとする区役所の出張所は、申立期間当時開設されていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から44年7月まで
② 昭和44年8月から46年3月まで
③ 昭和46年10月から47年3月まで
④ 昭和48年4月から49年3月まで

私は、婚姻前の期間は住込み勤務先に来ていた集金人に国民年金保険料を納めていたと思う。婚姻後は夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、婚姻後に一緒に納付していたとする夫の当該期間の保険料は納付済みである。また、申立人の国民年金手帳の記号番号の払出日から、当該期間の保険料は過年度納付及び現年度納付が可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から同年8月まで

私は、国民年金制度が発足して間もないころ、任意加入手続をした。加入後は、出張所で、私か夫が国民年金手帳に印紙をはって国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、印紙検認方式による国民年金保険料の納付方法及び納付場所等を具体的に記憶している上、申立人が居住する区では、申立期間当時、印紙検認方式による保険料の納付が行われていたことが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は昭和37年1月に国民年金の任意加入の手続をし、その後同年9月に資格喪失の手続をしていることが確認でき、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から43年3月まで

私の夫は、私の分と併せて国民年金の加入手続を行ってから数年後の昭和46年から47年ごろ、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したはずである。夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和46年から47年ごろは、第1回特例納付が実施されている。

また、申立人は、申立期間後の保険料をすべて納付しており、夫婦二人分の保険料をまとめて納付したとされる申立人の夫は、申立期間の自身の保険料が第1回特例納付により納付済みとなっているなど、申立人の申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、大学生のころは実家から離れて暮らし、昭和 37 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所に就職した。その 10 年以上後に、父が私に国民年金手帳を渡し、私の国民年金保険料を父が納付していたと話してくれた。父から渡された私の国民年金手帳は 1 冊で、それには申立期間の保険料が納付されていたと記録されているが、保険料が還付されたとの話は聞いていない。昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中は厚生年金に加入していることが確認できるが、父親から自身の国民年金手帳を渡された際、父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたと話していたことを記憶しており、申立人が所持する国民年金手帳においても、当該期間の欄には検認印が押印されており、当該期間が重複納付されていることが確認できる。

また、当該重複納付にかかる還付の処理は、申立人の特殊台帳に還付金額及び還付決議日は記載されているものの、還付整理簿及び被保険者名簿が保存されていないため、還付決議後の支払事務処理の経過が不明であること、申立人が所持する国民年金手帳には当該期間にかかる被保険者資格喪失日が記載されていないことなど、当該期間の保険料が還付されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

東京厚生年金 事案 1993

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月18日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった同社の人事記録、雇用保険の記録及びC健康保険組合から提出のあった健康保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年3月18日に同社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和38年4月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤った可能性があるとしていることから、事業主が昭和38年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 1995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月15日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、給与では厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断

雇用保険の加入記録及びA社の人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和41年4月15日に同社C支店からB支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年5月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管している厚生年金保険被保険者資格取得届の写しに申立人のA社B支店に係る資格取得年月日が昭和41年5月1日と記載されていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 1999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から同年9月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を41年7月1日、喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、同年7月から9月までの標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年10月1日まで

申立期間に、A社に勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の給与明細書及び申立期間当時の同社の経理部長の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間のうち、昭和41年7月から同年9月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、同期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、申立期間の事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立

人に係る昭和41年7月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和41年4月から同年6月までについては、A社の給与明細書から、申立人に係る同期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、また、申立人自身も、同期間については厚生年金保険料が控除されていないことを承知していたと供述していることから、申立人が、これらの期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月 1 日から 36 年 10 月 1 日まで
平成 2 年 12 月に社会保険事務所から、申立期間について、脱退手当金の受給記録があるとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求したり、受給した記憶は無く、また、申立てに係る事業所を退職後、次の事業所に勤務しているにもかかわらず、申立てに係る事業所の分だけ脱退手当金を受け取ったことになっていることも考えられないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 37 年 12 月 21 日に支給されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、2 回の被保険者期間が同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、一方の期間のみ支給されるということは事務処理上不自然であるほか、支給されたとする額は、法定支給額と 689 円相違している。

さらに、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無く、当時再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をするとの社会保険庁の通知が存

在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から48年9月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料の未納に関する書類が送付され、国民年金保険料を完納する最後の機会であると言われ、まとめて納付したはずである。夫婦共に各々の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は申立期間について、特例納付の手續及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の分と合わせて自身の保険料を特例納付で納付したとする申立人の妻は、申立期間について、特例納付の手續、納付金額及び納付回数等の納付状況に関する記憶が不明確である。また、申立期間のうち、昭和48年4月から9月までの期間は、第2回特例納付の納付対象期間ではなく、制度上保険料を納付できない期間であるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4040

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から48年9月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料の未納に関する書類が送付され、国民年金保険料を完納する最後の機会であると言われ、まとめて納付したはずである。夫婦共に各々の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間について特例納付の手続、納付金額及び納付回数等の納付状況に関する記憶が不明確である。また、申立期間のうち、昭和48年4月から9月までの期間は、第2回特例納付の納付対象期間ではなく、制度上保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間のうち23か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月までのうち23か月
私の国民年金保険料は、父親が私の国民年金の加入手続をし、納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人と申立期間当時同居し、国民年金手帳記号番号が連番で払い出された申立人の姉妹のうち妹は、申立期間当時の自身の保険料が未納である上、姉は、当該期間の自身の保険料は、婚姻後にまとめて納付したと説明するなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 43 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、昭和 37 年 1 月から同年 3 月までは区役所で納付し、その後の一年分は区役所の出張所で前納し、38 年 4 月以降については集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 36 年 5 月に最初の国民年金手帳の記号番号の払い出しを受けていることが確認できるが、当該番号の払出簿では申立人は不在者とされており、40 年 4 月以降に申立人が居住していたとする区への転居表示はなく、当該番号の 57 年 12 月現在における年度別納付状況リストにおいても申立人は不在者のままであることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 38 年 4 月以降の期間については、青果店を営んでいた区において女性の集金人に保険料を納付したと説明するが、当該区では、当該期間には女性の集金人は存在していなかったことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から8年3月まで

私の母は、申立期間の国民年金保険料を、双子の妹の分とともに、納付してくれていた。妹の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、母親は、申立人及び妹の国民年金への加入手続を一緒に行い、以前に加入手続をした兄、申立人及び妹の保険料を納付したと説明しているが、申立人と同居していた兄が国民年金に加入していた記録が確認できないこと、また、申立人の妹の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年4月及びその前後の近接した時期に申立人の手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、申立人の平成10年10月から11年8月までの保険料は平成9年に付与された基礎年金番号で納付されていることが確認できることなどから、申立人に手帳記号番号が払い出されたとは考えられない。さらに、納付記録のある申立人の妹は、後日、母親から申立期間当時の国民年金手帳を渡された記憶があるが、申立人は、年金手帳を渡された記憶及び見た記憶はないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から59年3月まで

私は、会社を辞めた昭和58年4月ごろ、国民年金の加入手続を行い、口座振替で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、昭和58年に社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったと説明するが、当時は加入手続事務は社会保険事務所ではなく、居住区が行っていたなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年6月まで

私は、会社を辞めて国民年金に加入し、市役所で納付書により国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4051

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 54 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 54 年 9 月まで

私の国民年金は、母親が加入手続をし、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の納付状況等が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が婚姻後に国民年金に任意加入した昭和 56 年 10 月に払い出されていること及び当該手帳記号番号により婚姻前の 54 年 10 月から 56 年 4 月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見あたらない。

また。申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 10 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から41年12月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から41年12月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され、自身の保険料と一緒に納付していたとする夫は、申立期間の保険料が未納又は申請免除となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年8月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から42年9月まで

私は、会社退職後、昭和41年8月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を区の出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った場所及び納付した保険料の金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年8月時点では、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶がなく、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から52年3月まで

私は、結婚後1年くらい経った昭和45年4月から、国民年金保険料を納付してきた。私の国民年金の資格取得日が45年4月1日となっており、二人の子供が生まれる前から保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続、加入時期及び資格得喪届の時期等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年8月時点では、申立期間のうち45年4月から50年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人には保険料をさかのぼって納付した記憶もない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から52年3月まで

私は、子供が昭和47年11月に生まれ、まもなく30歳になる事もあり、48年4月から国民年金保険料の納付を始めた。私の国民年金の資格取得日が48年4月1日となっており、妻が保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその妻は、国民年金の加入手続、加入時期及び資格得喪届の時期等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年8月時点では、申立期間のうち48年4月から50年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の妻には保険料をさかのぼって納付した記憶もない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 5 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 46 年 3 月まで
夫は、私の国民年金保険料を A 組合に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる夫から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたとする小売酒販組合では、申立期間においては保険料徴収業務を行っていないと回答しているなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 44 年 2 月時点では、申立期間のうち、37 年 5 月から 41 年 12 月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、申立人には夫が過年度納付可能な期間についても保険料をさかのぼって納付した記憶もない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4064

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から54年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、昭和58年7月ごろ、社会保険庁から期限付の納付書が来たので、夫が約19万円を社会保険事務所に持参して納付した。申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫は申立期間当時、国民年金の加入手続を行った記憶はなく、また、納付したとする58年7月は、特例納付の実施期間ではないなど、夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和63年7月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間は未加入期間とされていたことから保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、自宅を訪ねてきた区の担当者を通じて国民年金の加入手続きを行い、昭和36年4月から集金人に国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き、保険料の納付方法等についての記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が申立人の夫と連番で払い出された昭和38年10月以降に、申立期間直後の同年4月から12月までの保険料が納付されていることが確認できる上、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付したことはないと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から同年11月まで

私は、会社を退職して結婚するまでの間、父が所有する駐車場の事務員となり、私の国民年金保険料は父が納付していた。結婚後、父から国民年金の書類を取りに来るように話があったが、そのままになってしまった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年10月ごろの時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 6 月ごろ厚生年金保険の記録を確認するため社会保険事務所に行ったところ、職員から国民年金保険料を 2 年間さかのぼって納付できると説明されたので、後日、保険料を金融機関で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料の金額に関する記憶が曖昧であり、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 60 年 5 月 28 日に資格喪失の記録が記載されている上、申立期間は保険料をさかのぼって納付できない任意加入期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、同居の義姉が私の給料から天引きして納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、義姉から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の兄及び義姉も、申立期間の一部の保険料が未納となっているなど、義姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から平成元年 11 月までの期間及び 4 年 9 月から 5 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月から平成元年 11 月まで
② 平成 4 年 9 月から 5 年 11 月まで

申立期間①については、元妻が、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間②については、私が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の保険料を納付していたとされる元妻は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、当該期間は、平成 7 年 8 月に記録整備されたことにより、それまでの国民年金の未加入期間から未納期間になったことが確認できるため、当該期間に納付することはできず、かつ、この時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から47年6月まで

私は、2年さかのぼって国民年金保険料を納付できると聞き、昭和46年4月に国民年金に加入して2年分の保険料を納付した。その後は、定期的に送られてくる納付書により金融機関で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、2年さかのぼって納付したとする保険料の金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、昭和46年4月に国民年金に加入した根拠と主張している申立人が所持する国民年金手帳の発行日は、不鮮明ではあるが48年4月と読めるなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳が払い出された昭和48年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年7月から49年3月まで
私の国民年金保険料は、夫が納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び申立人の夫は申立人の国民年金への加入手続及び納付したとする保険料の金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年12月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から同年12月まで

私は、厚生年金保険の加入期間と重複して、国民年金保険料を納付していたが、還付を受けた記憶が無い。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書により、厚生年金保険加入期間と重複する申立期間の国民年金保険料が納付されていたことは確認できるものの、当該納付に係る保険料の還付の処理は、還付・充当・死亡一時金等リストに、還付期間、還付金額、還付事由及び決議年月日が明確に記載されており、当該記載内容に不合理な点は見当たらないなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4094

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から44年10月まで

私は、昭和37年5月に会社を退職し、翌月に国民年金に加入した後、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金に加入したとする昭和37年6月以降に結婚及び数度の転居をしているが、その際に国民年金関係の手続をした記憶がないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和44年11月に任意加入することで払い出されており、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできず、申立人の所持する国民年金手帳の44年10月以前の国民年金印紙検認記録欄には保険料を納付することができないことを示す「納付不要」の印が押印されている上、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

父は、昭和 37 年 4 月に私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料についても主に父が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている申立人の妻及び同居していた弟も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4101

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、昭和 35 年 9 月ごろに自宅で夫と一緒に国民年金の加入手続きを行い、集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法等に関する記憶が曖昧であり、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立期間の自身の保険料は未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 39 年 1 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4104

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から53年3月まで

私は、婚姻後、国民年金保険料をさかのぼって納付することができるとの説明を受けたので、国民年金に加入し、15万円から18万円ぐらいまでの保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年2月時点から夫婦ともにさかのぼって保険料を納付していることが確認できるものの、納付したとする金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料額と大きく異なっている上、さかのぼって納付したとする月数に関する記憶も曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見あたらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私の元養父又は加入していた組合は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元養父及び申立人の加入していた組合が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる元養父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、納付していたとされる組合から保険料を納付していた旨の証言も得られない上、申立人と同じ組合に所属していた同僚のうち、保険料の納付日を確認できる二人の昭和 40 年度から 45 年度までの納付日が異なっているなど、元養父及び加入していた組合が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から49年3月まで

私は、会社に就職した昭和49年4月ごろに、市役所から国民年金保険料をさかのぼって納付できる案内と納付書が届き、保険料を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続を行っていないと説明しているほか、さかのぼって納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年10月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4107

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年8月まで

私は、転居後に区役所から国民年金に関する通知が来たので、区役所に電話で国民年金保険料を免除してくれるように依頼した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料が無く、申立人の居住していた区では、毎年、免除申請書を提出しなければならなかったと説明しているが、申立人は、区役所に電話で免除申請の依頼をしたのみで、免除申請書を提出していないと説明している上、申立期間当時に同居していた前夫も、申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 9 月まで

私は、理容店を開業した当初は国民年金保険料を納付していなかったが、区役所の職員からさかのぼって納付できるとの説明を受けたので、夫婦二人分の保険料を納付書でまとめて納付した。私の年金手帳に納めた保険料のメモが挟んであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持するメモに記載された金額は、第3回特例納付及び過年度納付により納付済みとなっている夫の保険料の合計額に一致する上、申立人は、当該メモに記載されている金額以外の保険料を納付した記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4109

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 44 年春に両親が私の国民年金に関して話し合っているのを聞いた記憶があるので、両親が家族の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立期間当時に同居していた兄も、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から同年 12 月までの自身の保険料が未納となっているなど、両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から59年3月まで

私の母親は、昭和59年3月ごろ、区役所出張所で私の国民年金の加入手続をしてくれ、20歳にさかのぼって国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年6月時点から申立期間直後までの保険料をさかのぼって納付していることが確認できるものの、申立期間は任意加入期間であることから、制度上、さかのぼって資格を取得することはできない上、母親も、任意加入期間である申立期間について、自身も国民年金に未加入であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和61年6月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、母親は、申立期間当時に申立人の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4117

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から平成 2 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から平成 2 年 5 月まで
私の母は、私が二十歳になった時に区役所で国民年金の加入手続をしてくれ、就職するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人の兄と連番で平成 2 年 6 月にいずれも任意加入したことにより払い出されており、任意加入の場合には保険料をさかのぼって納付することはできないこと、兄も申立人と同様に同月から保険料の納付を開始していることが確認できることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4118

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から44年3月まで

私は、昭和55年5月ころ、取得日にさかのぼって未納だった5年分の国民年金保険料を銀行で納付した。その後、学生だった期間の保険料も納付できると父から聞き、区役所で納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間は、申立人は学生であったことから国民年金には任意加入となるため、制度上、特例納付できない期間である上、申立人が国民年金の加入手続時から所持する国民年金手帳には、被保険者資格取得日は申立期間直後の昭和44年4月1日と記入されているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間、58年12月及び61年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和58年12月
③ 昭和61年4月から62年3月まで

私の申立期間①の国民年金保険料は、私自身が集金人に納付していたはずであり、申立期間②の保険料は、私の夫が納付していたはずであり、申立期間③の保険料は、私の兄の会社の事務員が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧であり、申立期間②については、納付していたとされる申立人の夫は当該期間の自身の国民年金保険料が未納となっており、申立期間③については、納付していたとされる兄の会社の事務員は、申立人の当該期間の保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人、申立人の夫及び申立人の兄の会社の事務員が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立期間①は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年9月時点では、時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間②は、平成元年8月に記録の整備を行ったことにより未加入期間から未納期間となったもので、当該記録の整備が行われた時点では、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から48年9月まで

私は、昭和48年10月ごろ、国民年金の任意加入手続を区役所（出張所窓口）で行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年10月ごろに国民年金の任意加入手続を行った際、職員に勧められてさかのぼって国民年金保険料を納付したと説明しており、同年10月ごろ、申立人が国民年金に任意加入していることが確認できるものの、当該任意加入時点では、制度上、申立期間の保険料はさかのぼって納付することができないことから、区役所がさかのぼって保険料の納付を勧奨することは通常考えられないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 7 月ごろ、区役所から届いた特例納付の納付勧奨通知書に従って、申立期間の国民年金保険料を一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付に関する記憶が曖昧である上、申立人の加入の記録は、平成 6 年 11 月に「昭和 39 年 4 月強制加入」から「35 年 10 月強制加入」に訂正されており、第 2 回特例納付の実施時点では、申立期間は強制加入期間ではなかったことから、制度上、さかのぼって保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私は、昭和36年に住居変更の手続を行うと同時に国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付金額、納付頻度等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年2月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から55年8月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から55年8月まで

私は、昭和44年ころに郵便局の簡易保険の勧誘員から国民年金に加入することを勧められ、加入手続を行い、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、保険料の納付方法、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、国民年金に加入した当初から付加保険料を含め保険料を納付していたと説明するが、昭和44年8月時点では、付加保険料の制度は存在しなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は任意加入したことにより昭和55年10月に払い出されており、当該任意加入時点では、申立期間にさかのぼって保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、20 歳の成人式で町役場の人から国民年金への加入を勧められ、当時勤めていた理髪店の店主に加入手続をしてもらい、国民年金保険料は町役場で私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとする理髪店の店主から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 10 月時点では、申立期間の過半は保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 21 日から 36 年 7 月 30 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間については、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、A社の事業主は既に死亡しており、申立期間における申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社における同僚によれば、申立人が昭和 34 年 3 月ごろから勤務していたとしているものの、勤務の実態は不明であり、かつ、同社の従業員数は常時 4 人程度であったと供述し、同社は適用事業所に該当していなかった上、厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料を控除されることはなかったとしている。

加えて、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による控除については、申立人も明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 5 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 20 年 5 月に戦災で自宅が焼失したため、申立期間の厚生年金保険料控除等の事実を証明できる資料は無いが、同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の関係者の供述及び申立人によるA社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述から、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、社会保険庁の記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、所在地を管轄する法務局には同社の商業登記の記録も無いことから、同社等から申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いや申立人に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶していた事業主及び3人の同僚は、いずれも死亡又は連絡先が不明であるため、これらの者から申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。さらに、当該4人の同僚等については、いずれもA社における厚生年金保険の加入記録が無い。

そして、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1996

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月7日から36年2月6日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。
しかし、会社に入社した当時、厚生年金保険の加入に係る説明は無く、厚生年金保険に加入しているという意識は無かったので、脱退手当金を請求するはずがない。

このため、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年4月12日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る事業所において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和36年2月6日）の前後1年以内に被保険者資格を喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の支給要件を満たす者について、その支給記録を確認したところ、申立人を含む24名に支給記録があり、そのうち21名は、被保険者資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創

設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 22 日から 35 年 4 月 2 日まで
昭和 61 年に年金手帳の再交付に係る手続を行った際、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことを知ったが、仕事が忙しかったことなどから、審査請求は行わなかった。

その後、平成 20 年にねんきん特別便を見て、申立期間について、脱退手当金が支給されたとされていることに気付いたが、脱退手当金の請求や受給に係る記憶は無いので、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示がされているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 6 月 20 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和 42 年 10 月 1 日まで厚生年金保険への加入記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 46 年 2 月 20 日まで

平成 17 年に、年金の受給資格について社会保険事務所に相談したところ、A社及びB社に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。

しかし、結婚前でお金が必要だったことやB社を退職する予定でいたことから、A社に係る厚生年金保険被保険者期間及びB社に係る同被保険者期間の一部（昭和 34 年 8 月から 41 年 4 月まで）については、その当時の友人と一緒に 41 年 4 月ごろに脱退手当金の請求手続きを行い、それを受給したが、申立期間については請求も受給もしていない。

このため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 4 月ごろに、C社を退職した友人と一緒に、A社及びB社（一部）に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金の請求を行い、それを受給したと供述しているが、この友人は、当該請求を行ったことはないと供述している上、社会保険庁オンライン記録には、その当時、申立人が、脱退手当金を支給された記録は無い。また、申立人は、34 年 8 月 2 日から 46 年 2 月 20 日までB社に係る被保険者となっており、同年 4 月 23 日にA社及びB社（全期間）に係る被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録があるほか、この友人に脱退手当金が支給された記録が無いなど、申立人の供述と友人の供述及び社会保険庁オンライン記録が相違しており、申立人の主張は、不自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味す

る「脱」の表示がされているとともに、申立期間を含むA社及びB社（全期間）の被保険者期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和46年4月23日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 2000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 25 日から 27 年 5 月 20 日まで
昭和 24 年 6 月から A 社に勤務しており、保険料は納付されていたと思うが、厚生年金保険の加入記録は 27 年 5 月 20 日からとなっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 社が提出している人事記録により、申立人は、昭和 24 年 6 月 1 日に同社に入社し、25 年 7 月に役員に就任した後、50 年代まで継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 26 年 5 月 1 日であり、同社は、申立期間のうち、24 年 6 月 25 日から 26 年 4 月 30 日までの期間は適用事業所とはなっていない。

また、A 社の申立期間当時の事務担当者は、申立人の厚生年金保険の加入について、昭和 26 年 5 月に同社は厚生年金保険の適用事業所となったものの、役員は加入できないと思っていたので資格取得手続を行わなかったこと、その後、役員も加入できることが分かったので、申立人の資格取得手続を行ったが、結果として、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となってから約 1 年後の 27 年 5 月に被保険者となるに至ったことを供述している。なお、同事務担当者は、同社では、厚生年金保険の適用事業所

となった後に、徐々に従業員の資格取得者が増加していったと供述しており、同社においては、当時、厚生年金保険の資格取得に関する意識が必ずしも高くなかったことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 2001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 6 月ころまで

社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いが、申立期間はA社に勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社において厚生年金保険の加入記録があることを主張している。

しかしながら、申立期間について、申立人は、母親が納付していたとするものの、国民年金保険料を納付していることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立ての期間及び所在地においてA社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。そこで、申立人は、同社の所在地をB市と申し立てているところ、社会保険庁の記録によると、「A」と名の付く事業所はC管内に9事業所存在していることから、念のため、昭和 30 年代に厚生年金保険の適用事業所となっている1事業所について、社会保険事務所の被保険者名簿を確認したが、申立人及び申立人が供述する事業主の氏名は無かった。

さらに、申立人は、A社に勤務時の事業主名及び同人の生年を記憶していたことから、この情報から連絡先を把握すべく社会保険庁の記録を確認したが、該当する者の記録は無く、連絡先が把握できないことから、同人から供述を得ることができなかった。なお、申立人は、当時の同僚につい

でも名字しか記憶していないことから、連絡先が把握できず、当該同僚からも供述を得ることができなかった。

加えて、法人登記の状況を確認したところ、A社の所在地とされるB市に同社と同名の2事業所の存在を確認したが、両事業所共に申立期間当時には法人登記されておらず、また、両事業所の謄本に申立人が記憶している事業主の名前は無かった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 2003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 1 日から 38 年 6 月 1 日まで
② 昭和 38 年 6 月 1 日から同年 9 月 7 日まで

平成 11 年に社会保険事務所へ行き、年金記録を確認したところ、申立期間②について脱退手当金が支給されたこととなっていることを初めて知った。申立期間②に係る事業所の後に勤務した事業所の退職時に、自分で脱退手当金の支給申請を行ったことに間違いは無いが、その時は申立期間②に係る事業所については申請していないはずなので、当該期間についても脱退手当金を受給していることになっていることは納得できない。

また、申立期間①については、厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。入社日ははっきりしないが、A社において1年以上働いていたにもかかわらず、同社での厚生年金保険被保険者期間が3か月しかないのは納得できない。申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②後の厚生年金保険被保険者期間のみ脱退手当金の請求手続を行ったと申し立てしているところ、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、申立期間②を含む支給日前のすべての厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、一連の事務処理も申立期間②を含

む脱退手当金を支給したとする社会保険事務所の事務処理に不自然さはないかがえない。

また、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和43年8月13日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間②に係る脱退手当金については受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 一方、申立人は、申立期間①についても、A社に勤務していたと申し立てているところ、同僚等の供述から、申立期間①のうち昭和37年8月以降の期間については、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上述の同僚等からは、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除等に関する供述は得ることができなかった上、社会保険事務所の記録からは、申立人が記憶しており、かつ、申立人と同様の業務に従事していたとする複数の同僚が申立期間①の期間中に同社の厚生年金保険の被保険者であったという事実は確認できない。

また、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、整理番号の欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、人事記録等の関連資料は確認できず、当時の事業主等とは、連絡を取ることができない上、申立人について申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 2004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 5 月 1 日まで
② 昭和 23 年 5 月 1 日から 24 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 24 年 11 月 1 日から 26 年 11 月 20 日まで

昭和 59 年 5 月に社会保険事務所から申立期間について脱退手当金の支給記録がある旨の通知を受けた。

しかし、脱退手当金について会社から説明は無く、脱退手当金の請求手続はもちろんのこと、もらった記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 4 ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の支給記録が確認できた 8 名中 6 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、事業主が代理請求を行っていたと供述していること、当時は通算年金制度創設前であったことなどを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月後の昭和 27 年 2 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月1日から35年1月1日まで
② 昭和35年1月1日から36年1月1日まで

平成20年に社会保険事務所へ行き、年金記録を確認したところ、申立期間①について脱退手当金が支給されたこととなっていることを初めて知った。しかし、昭和40年2月9日支給の脱退手当金については自分で申請手続きを行い、受給したことに間違いは無いが、申立期間①に係る脱退手当金については申請手続きを行った覚えは無いので、申立期間①に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。昭和27年9月にA社に入社して以来、39年12月末に退職するまで同社には継続して勤務していたので、申立期間②についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人に対しては、申立期間①後の別の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間①の脱退手当金が支給されていなければ、当該期間も併せて請求手続きが採られるべきところ、申立人は申立期間①後の厚生年金保険被保険者期間のみ申請したと主張していることを踏まえると、申立期間①については既に脱退手当金を支給されているものと認識して、請求手続きが行われたものと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間①に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年3月2日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 一方、申立期間②について、申立人は、昭和27年9月にA社に入社し、39年12月末に退職するまで、同社に継続して勤務しており、申立期間②についても同社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間当時の同僚等からは、申立人の申立期間②に係る申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等に関する供述は得ることができなかつた上、A社では、当時の担当者とは連絡が取れず、人事記録等の関連資料も残っていないので、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等の実態については分からないとしている。

また、社会保険事務所の記録から、A社では、申立期間当時、申立人と同様の業務に従事していた複数の社員についても、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、短期間のうちに被保険者資格を再取得していたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、整理番号の欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 2006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 1 日から 41 年 1 月 21 日まで
60 歳になって、社会保険事務所に行って年金受給の手続をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、私は、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 5 月 2 日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 2007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月7日から43年1月1日まで
ねんきん特別便の通知を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、事業所から脱退手当金について説明は無かったし、勤務期間が短かったので退職金ももらっていない。脱退手当金については何も知らなかったし、請求手続を行った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和43年7月19日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 2008

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から 39 年 6 月 21 日まで
② 昭和 39 年 3 月 16 日から 43 年 1 月 1 日まで

平成 15 年 3 月に 65 歳になったので、社会保険事務所に行って年金の手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金を支給済みと言われた。

しかし、脱退手当金をもらった覚えは無く、また、支給日とされる昭和 43 年 6 月ごろは出産を間近に控えており、手続などできるはずがないので、記録を訂正し、年金としてもらえるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録を確認できた 10 名全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、資格喪失日から約 5 か月後の昭和 43 年 6 月 3 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。